

阿南工業高等専門学校学則

(昭和38年4月1日)

(学則第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の本質にのっとり、及び学校教育法に基づいて深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

第2条 修業年限は、5年とする。

2 在学期間は、10年を超えることができない。ただし、第1年次から第3年次までは通算して6年、第4年次及び第5年次においては通算して4年を超えて在学することができない。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次の各号のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長はこれらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 4月20日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がそのつど定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数、入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	1 学 年 当 り 学 級 数	入 学 定 員
創造技術工学科	4	160人